

(平成25年5月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は68万円、16年6月28日は50万円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月24日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年10月28日  
⑤ 平成16年12月24日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑤までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は68万円、16年6月28日は50万円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は65万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当

時) に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 10 月 24 日は 4 万円、同年 12 月 25 日は 39 万円、16 年 6 月 28 日は 30 万円、同年 10 月 28 日は 4 万円、同年 12 月 24 日は 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 10 月 24 日  
② 平成 15 年 12 月 25 日  
③ 平成 16 年 6 月 28 日  
④ 平成 16 年 10 月 28 日  
⑤ 平成 16 年 12 月 24 日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑤までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成 15 年 10 月 24 日は 4 万円、同年 12 月 25 日は 39 万円、16 年 6 月 28 日は 30 万円、同年 10 月 28 日は 4 万円、同年 12 月 24 日は 35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は65万円、16年6月28日は50万5,000円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月24日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月28日  
④ 平成16年10月28日  
⑤ 平成16年12月24日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑤までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年10月24日は9万6,000円、同年12月25日は65万円、16年6月28日は50万5,000円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当

時) に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 28 日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間の記録が無いので、申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年10月24日は4万円、同年12月25日は34万5,000円、16年6月28日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月24日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年6月28日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から③までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成15年10月24日は4万円、同年12月25日は34万5,000円、16年6月28日は27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

申立期間は、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 46 年 3 月 1 日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の入社の際に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 46 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、同年 7 月 17 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は所在が不明であることから、申立期間当時の取締役のうち、唯一、生存及び所在が確認できた者に照会したものの、同人は、「当時の資料は保管しておらず、何も分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚 3 人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、当該 3 人は、いずれも申立人と同日の昭和 46 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該 3 人のうち、唯一、生存及び所在が確認できた者は、「昭和 45 年 9 月頃にA社に入社したが、年金記録によると、申立人と同様、入社後の約 6 か月間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。」と供述していることから判断すると、

当時、事業主は、従業員の採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた5人（申立人が名前を挙げた前述の同僚を除く。）に照会し、3人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和60年10月1日から62年1月20日までの期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和62年1月20日から平成4年4月20日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から平成4年4月20日まで  
A社の事業主として勤務していた。同社は、昭和60年9月1日から平成4年4月20日まで厚生年金保険の適用事業所であったが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和60年10月1日から62年1月20日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、60年9月1日に同保険の被保険者資格を取得し、その後、61年10月の定時決定が記録されていたところ、62年1月に、同記録を取り消し、60年10月1日に遡って被保険者資格を喪失させる処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る商業・法人登記簿謄本により、当時、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人も、「A社は、昭和60年12月から資金繰りが悪化し、社会保険料を滞納したため、差押えを受けた。社会保険事務は私が担当しており、代表者印も私が管理していた。」と供述している。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、当該事業所の取締役であったことが確

認できる二人は、「A社の給与事務及び社会保険事務は、社長である申立人が行っており、代表者印も申立人が管理していた。」と供述していることから、申立人は、自身の厚生年金保険被保険者資格喪失届の届出について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当時、当該事業所において、事業主として当該事務の執行に当たっていた申立人が、自らの厚生年金保険の被保険者資格喪失日の届出に係る処理に関与しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち昭和62年1月20日から平成4年4月20日までの期間について、申立人は、「A社は、平成4年4月20日まで厚生年金保険の適用事業所であった。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は、昭和62年3月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間のうち同日以後の期間は適用事業所でなかったことが確認できる上、当該事業所の事業主である申立人は、「当時の資料は残っていない。」と供述していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、前述の取締役二人のうち一人は、「A社が厚生年金保険及び健康保険の適用事業所でなくなった後、健康保険の任意継続手続を行った。」と供述しているところ、当該事業所に係る被保険者原票によると、同人は、当該事業所が適用事業所でなくなった昭和62年3月16日に同保険の被保険者資格を喪失し、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B市の回答により、申立人は、当該期間のうち昭和62年4月1日から平成4年4月20日までの期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる上、当該期間の一部について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月頃から 60 年 10 月まで  
申立期間は、A 医院 B 分院に正社員として勤務し、受付事務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、昭和 58 年 3 月 28 日から 60 年 8 月 31 日までの期間において、A 医院 B 分院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 医院 B 分院は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった A 医院本院は、オンライン記録によると、既に同保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同医院本院の所在地に現存する同じ名称の医院に照会したところ、事業主は、「当医院は、平成 20 年 5 月に申立期間当時の A 医院本院の院長から患者を引継ぎ、新たに開業したが、申立期間当時の本院及び分院の従業員に関する資料を引き継いでいないので、当時のことは分からない。また、A 医院 B 分院は既に閉院、当時の分院長は死亡しており、同医院本院長は、現在病氣療養中のため当時の状況を確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人、及び当該同僚の一人が名前を挙げたほかの同僚二人の計 4 人に照会し、3 人から回答が得られたものの、全員が、「申立人の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述している。

加えて、雇用保険の加入記録によると、上記4人のうち二人は、A医院本院において、ほかの二人は、申立人と同様に同医院B分院において、それぞれ同保険の被保険者であったことが確認できるところ、後者の二人のうち一人は、「採用時に、B分院は厚生年金保険に加入していないので、同保険に加入を希望する場合は、本院において手続をする旨の説明を受けた。私は加入することを希望しなかったため、厚生年金保険に加入しておらず、給与から同保険料が控除されたことは無かった。」と申立期間当時の同医院B分院における厚生年金保険の取扱いについて具体的に供述しており、同医院本院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同医院本院に係る雇用保険の加入記録がある前述の二人のみが、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。